解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

京都市左京区一乗寺東閉川原町二番地三

合同会社ＫＣＰ

清算人　片山　傳生

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

大阪市旭区赤川四丁目一六番一六号

株式会社ミューズ

代表清算人　神野　克己

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

大阪市西成区萩之茶屋二丁目七番一二号

堀内建設株式会社

代表清算人　加納　優希

解散公告

当法人は、平成二十八年十二月十三日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

大阪市西成区萩之茶屋二丁目五番一六号

特定非営利活動法人生活サポート釜ケ崎

代表清算人　岡井　一郎

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

神戸市北区京地四丁目一九番地の二七

株式会社フォーエンキー

代表清算人　野島　瑞佳

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

兵庫県尼崎市東海岸町一番地の一〇八

富士建設株式会社

代表清算人　加納　優希

解散公告

当社は、平成二十八年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

兵庫県南あわじ市倭文長田六七五番地の三

有限会社ベンチャーボーイズカンパニー

清算人　三澤　修

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

広島市安佐北区倉掛一丁目三二番一六号

有限会社藤本設備工業

清算人　藤本　秀世

解散公告

当社は、平成二十八年十一月二十五日開催の株主総会の決議により平成二十八年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

高知市小倉町一番四〇号

株式会社大元商店

代表清算人　公文　克企

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

福岡県糟屋郡新宮町大字新宮二〇番地

田代建設株式会社

代表清算人　佐藤　哲哉

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

熊本県荒尾市緑ケ丘三丁目五番地九

有限会社うちの

代表清算人　内野　正人

解散公告（第一回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

鹿児島県枕崎市白沢東町一九二番地

宗教法人西願寺

清算人　細川　道雄

解散公告（第三回）

当事業組合は、平成二十八年十二月二十六日東京都知事認可により解散いたしましたので、当事業組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

東京都港区新橋四丁目六番一五号

荏原町駅前地区防災街区整備事業組合

代表清算人　井口　恒德

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年一月二十七日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月五日

東京都新宿区西新宿四丁目三二番二二号

大和小田急建設労働組合

清算人　廣垣　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南会津郡下郷町大字南倉沢字居平三四番地、最後の住所福島県会津若松市八角町二番一〇号成城ハウス三号

被相続人　亡　星　良次

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

福島県会津若松市南花畑七番六四号

相続財産管理人　遠藤　希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市松之山一三四四番地三、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字鉢形九八九番地七

被相続人　亡　田邉　洋

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

事務所埼玉県熊谷市筑波二丁目五六番三

渡辺総合ビル三階　こばと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生井澤　葵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所埼玉県朝霞市幸町一丁目一一番七号グループホーム桜ヶ丘

被相続人　亡　山田きぬ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四―二四四―二　ブラザービル三階　小出重義法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松山　馨